

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 8 年 8 月 27 日

福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 福岡地方検察庁 令和 8 年第 5 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲

- (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和 7 年 5 月 16 日から同年 5 月 26 日までの間

- (2) 支給対象犯罪行為の内容

和田裕斗が弁護士事務所の職員等になりすまして被害者方を訪れ、同人の息子が現金を至急必要としており、かつ、前記和田が前記職員等として息子の代わりに現金を預かるものと誤信させ、被害者から現金の交付を受けた行為

- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

- (1) 氏名不詳者らが他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、被害者方に電話をかけ、電話の相手が各人の息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の代わりに訪れる弁護士事務所の職員等に現金を渡してもらいたい旨を言う。

- (2) 和田裕斗が弁護士事務所の職員等になりすまし、被害者方を訪れる。

(3) 被害者から現金の交付を受ける。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額 金 28 万円

6 支給申請期間 令和 8 年 8 月 27 日から同 9 年 1 月 27 日までの間

7 犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 福岡地方裁判所飯塚支部

(2) 裁判年月日 令和 8 年 6 月 2 日

(3) 確定年月日 令和 8 年 6 月 10 日

(4) 被告人の氏名 和田 裕斗

(5) 没収の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、令和 7 年 5 月 16 日から同年 5 月 26 日頃までの間に、氏名不詳者らが複数回にわたり、福岡県飯塚市内ほか 3 か所の被害者方等に電話をかけ、各被害者らに対し、電話の相手が各人の息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の代わりに訪れる弁護士事務所の職員等に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、被告人が被害者方等において、前記職員等になりすまして現れ、各被害者らに、電話の相手が各人の息子であって、同人が現金を至急必要としており、かつ、被告人が前記職員等として息子の代わりに現金を預かるものと誤信させ、よって、いずれもその頃、同各所において、各被害者から現金合計 953 万円の交付を受け、もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させた。

(罪名)

詐欺

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810－8651 福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番3号

福岡地方検察庁 刑事政策推進室 電話番号 092－734－9092（直通）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。